省　令

○厚生労働省令第四十八号

健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第五号の規定に基づき、健康増進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

厚生労働大臣　後藤　茂之

健康増進法施行規則の一部を改正する省令

健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設） **第十三条**　令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科、航海専科及び乗船実習科の施設とする。	（令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設） **第十三条**　令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科の施設とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―一五

人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任

第一条　総裁は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十四条の規定により、事務総長、局長、公務員研修所長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国家公務員倫理審査会事務局長に同法第五章第二節から第五節まで（同法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

第二条　総裁は、前条の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（人事院規則一―〇の一部改正）

第二条　人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

第十七号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

（人事院規則一―四の一部改正）

第三条　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百十二項の次に次の一項を加える。

113　規則二―一三は、廃止する。（令和四年四月一日施行）

（人事院規則一―七九の一部改正）

第四条　人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（人事院規則一―四の一部改正）

第二条　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
1～113　（略） 114　規則一一―九は、廃止する。（令和五年四月一日施行）	1～113　（略） （新設）

○個人情報保護委員会規則第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条の三第一項に基づき、特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の一部を改正する規則

令和四年三月三十日

個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子

特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の一部を改正する規則

特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委員会による検査） **第二条**　個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、おおむね一年から四年ごとに、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイル（次に掲げるものを除く。）に記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。 一～四　［略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（委員会による検査） **第二条**　個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、おおむね二年ごとに、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイル（次に掲げるものを除く。）に記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。 一～四　［同上］ 2　［同上］

附　則

この規則は、公布の日から施行する。